

公募型プロポーザル実施の公示

2026年4月22日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

2026年度「関西文化の日」事業の実施にかかる事務局業務

(2) 事業の目的

関西圏内の方々に広く美術作品や学術資料に触れる機会を提供し、美術・学術愛好者の増大を図るとともに、関西圏域外に向けても、文化が息づく関西を広く強くアピールし、関西への集客を図ることを目的として、関西一円的美術館・博物館・資料館等の文化施設のご協力により、11月に、入館料(原則として常設展)を無料とする取り組みである「関西文化の日」を実施する。

(3) 事業の概要

- ① 参加施設の募集案内業務
- ② 参加施設の受付、登録支援業務
- ③ ポスター、パンフレット等ツールの製作および発送業務
- ④ 入館者数調査の依頼及び集計業務
- ⑤ 入館者アンケートの依頼及び集計業務
- ⑥ 実施報告書の作成

※事業の詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載のとおり。

(4) 委託金額の上限

4,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

一般財団法人関西観光本部内 2026年度「関西文化の日」事務局業務受託候補者選定委員会
担当 木村・溝脇
〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
メールアドレス: soki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2026年4月22日(水)から2026年5月13日(水)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 URL1: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/04/文化の日_26_2_募集要領_s20260422.pdf

仕様書 URL2: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/04/文化の日_26_3_仕様書_s20260422.pdf

評価要領 URL3: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/04/文化の日_26_4_評価要領_s20260422.pdf

評価基準 URL4: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/04/文化の日_26_5_評価基準_s20260422.pdf

様式 1～5 URL5: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/04/文化の日_26_6_提出書類_s20260422.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2026年5月13日(水) 17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。

募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2026年5月7日(木)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL:<https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

① 相手方を決定した日

② 候補者の名称

③ 評価基準

④ 参加者名称(候補者を含む)

⑤ 審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 企画提案募集の詳細は募集要領による。

(9) 企画提案書は、提案者がこの事業を委託する事業者として最適かを判断する材料とするものであり、提案内容をそのまま採用するものではない。

以上